

令和 8 年度「徳島県農林漁業者等へのサポート活動業務」 企画提案募集要領

1. 目的

徳島県の農山漁村には、農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源を活用した6次産業化の取組は、農山漁村における就業の場の確保、所得向上及び雇用の増大を実現し、農山漁村を活性化するものである。

6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する「徳島県地域資源活用価値創出・六次産業化サポートセンター」業務の一部を、経営支援等のノウハウを有する事業者へ委託するため、企画提案を募集する。

2. 事業実施形態

委託事業

(本事業に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結)

3. 業務概要

- (1) 委託業務名
徳島県農林漁業者等へのサポート活動業務
- (2) 委託業務内容
別紙、仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間
契約締結日から令和9年3月30日(火)まで
※国の予算執行状況により、事業開始時期が遅れる場合がある。
- (4) 見積限度額
5,351,000円(消費税及び地方消費税含む)
※国交付金の交付決定がなされなかった場合、又は減額となった場合には、本事業の全部又は一部を実施しない場合がある。

4. 契約方法

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (2) 契約相手方の選定
公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、契約予定者とする。

5. 委託対象経費

- (1) 対象となる経費
 - ア サポート活動実施に係る地域プランナー謝金・旅費等
 - イ 事業推進に係る企画推進員手当・旅費等
 - ウ 資料印刷費
 - エ 通信機器類リース料
 - オ 通信運搬費
 - カ 消耗品費等
 - キ インボイス経過措置に伴う消費税相当額
- (2) 対象とならない経費
 - ア 専ら、本業務を実施するために雇用した者以外の手当
 - イ 本業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇

- 用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に
 応じて支払う経費以外の経費
- ウ 都道府県及び市町村の職員の人件費
- エ 支援の拠点となる事務所等の借上げ経費
- オ 委託契約締結前に支出された経費
- カ 委託対象経費に係る消費税仕入控除税額（対象経費に含まれる消
 費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年 g 法律第
 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分
 の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定に
 よる地方消費税率を乗じて得た金額の合計額）
- キ WEB 会議機器類（スピーカーやマイクセット等）の購入経費
- ク その他本業務を実施する上で、必要と認められない経費及び本業
 務の実施に要した経費であることを証明できない経費

6. 企画提案の参加資格

企画提案の応募者は、仕様書に掲げる業務を的確かつ効果的に遂行する能力を有する事業者であって、電話・電子メールなどによる質問等に対して迅速に対応できる者（複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）、協議会を含む。）であり、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアム、協議会の場合はその事務局を所管する者）とする。

なお、（3）、（4）及び（5）エの要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （2）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- （3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- （4）暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- （5）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- （6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。

7. 企画提案の参加及び申込方法

(1) 提出書類及び提出期限

次の書類等を作成し、提出すること。

内容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	正本1部	令和8年 3月25日(水) 午後5時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て、協議会の場合、事務局を所管する者） ①法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税の全てに未納がない旨の証明書 ⑤コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号） ⑥協議会の場合 協議会の規約、規定 直近2年度分の定期総会資料		
ウ 企画提案書（様式第2号）		
エ 類似委託業務実績調書（様式第3号） （コンソーシアムの場合、構成員全て） ・業務実績（令和2年度以降に受託した類似委託業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について記載してください。	正本1部 副本7部	令和8年 4月3日(金) 午後5時必着
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）		

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。

ただし、郵送による場合は、追跡情報が確認できる発送方法又は民

間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県立農林水産総合技術支援センター
経営推進課 六次産業化担当
電話：088-621-2432 ファクシミリ：088-621-2858
E-mail：keieisuishinka@pref.tokushima.jp

8. 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様書に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと徳島県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1社につき1件とする。
- イ 書類はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出に要する一切の費用は、自己負担とする。
- オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- キ 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められ、事前に徳島県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。
- コ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めること。
- サ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権及び所有権は、徳島県に帰属する。
- シ 委託業務の最終成果物は他者の知的所有権への配慮がなされていること。
- ス 委託業務の最終成果物のかしに対して納入後1年間無償保証がで

- きる体制を用意すること。
- セ 本要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度徳島県と協議すること。
- ソ 採用された提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うこと。

9. 応募書類等に係る質問

- (1) 質問の受付期限
令和8年3月19日(木)午後5時まで(必着)
- (2) 質問書の提出
質問書(様式第5号)により行うものとし、8の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。
- (4) 質問に対する回答
徳島県ホームページ内、県政情報の組織「農林水産総合技術支援センター」ページ内に掲載する。

10. 審査及び結果通知

- (1) 審査方法
徳島県が別に設置する審査委員会において、提出された企画提案書等による書面審査にて最優秀提案者を選定することとし、必要に応じ、提案者に書面での説明を依頼することがある。
- (2) 審査基準
審査委員は、次の観点に基づき審査する。
- ア 企画内容
- ① 内容の妥当性
- ・本事業の目的に合致したものであるか。
 - ・支援対象者への支援は十分か。
 - ・地域プランナーの派遣方法が適切であり、地域プランナーを効率的・効果的に活用できる内容となっているか。
- ② 事業の実現可能性
- ・事業目標を達成する上での実現可能性はあるか。
 - ・事業実施に関するスケジュールは適切か。
 - ・本事業に類する事業の経験や実績及びノウハウを有しているか。
- ③ 運営体制・実施体制
- ・事業の実施にあたり、必要な人員が確保されているか。
 - ・関係機関との連携が図れる体制が構築されているか。
- イ 経費
- ① 経費の妥当性
- ・決算収支の状況は良好であるか。
 - ・適正な経費配分がなされているか。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。また、選定結果に対する異議

申し立ては受理しない。

11. 日程

令和8年3月13日（金）	公募開始
令和8年3月19日（木）	質問受付締切
令和8年3月25日（水）	参加申込書受付締切
令和8年4月3日（金）	企画提案書等受付締切
令和8年4月上旬（予定）	審査実施（書類審査）
令和8年4月中旬（予定）	結果通知・契約・業務開始

12. 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、徳島県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。